

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 今吉 次郎

1 日 時

令和6年3月4日（月） 午前10時43分から
午前11時24分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

今吉次郎、嶋幸一、志村学、穴見憲昭、吉村尚久、若山雅敏、猿渡久子、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 工藤哲史、生活環境部長 高橋強、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第48号議案のうち本委員会関係部分、第50号議案、第51号議案及び第60号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第16号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 吉良文晃
政策調査課調査広報班 主査 甲斐雅俊

福祉保健生活環境委員会次第

日時：令和6年3月4日（月）本会議終了後
場所：第5委員会室

1 開 会

2 病院局関係

(1) 付託案件の審査

第60号議案 令和5年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

3 生活環境部関係

(1) 合議案件の審査

第16号議案 大分県部等設置条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第48号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）

(3) その他

4 福祉保健部関係

(1) 付託案件の審査

第48号議案 令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）（本委員会関係部分）

第50号議案 令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第51号議案 令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

(2) 諸般の報告

①4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について

(3) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

今吉委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案4件、総務企画委員会から合い議があった議案1件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより病院局関係の審査に入ります。

それでは、第60号議案令和5年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

井上病院局長 今吉委員長をはじめ委員の皆様には、病院局の事業について日頃より御指導、御支援を賜り、誠にありがとうございます。

既に御承知のとおり新型コロナウイルス感染症とあわせてインフルエンザが同時流行しています。病院としては、今後も感染状況を注視しながら、引き続き対応します。

それでは、第60号議案令和5年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、説明します。

議案書は86ページですが、お手元の福祉保健生活環境委員会資料で説明します。タブレット資料の2ページをお開きください。

まず、1収益的収支予算について説明します。

（1）病院事業収益ですが4,088万2千円の減額です。資料右上の表を御覧ください。令和5年度当初予算と比べて単価については、化学療法による抗がん剤治療の増加等により入院、外来ともに増加しています。一方、患者数については、コロナが5類へと移行した後も病院への受診控えが続いていることなどが影響し、入院・外来ともに減少する見込みとなっています。結果として、外来収益は単価上昇により5年度当初予算と比べて増額となる見込みですが、入院収益は患者数の減少を単価上昇で補うことができず、5年度当初予算と比べて減額となる見込みです。したがって、医業収益全体では5年度当初予算と比べて減額となる見込みとなっています。

次に、（2）の病院事業費用は8億7,204万6千円の増額です。これは、当初予算において見込んでいなかった人事院勧告による給与の増や想定を上回る物価高等の影響による材料費の増、加えて民間企業等の賃上げに伴う委託料をはじめとする経費の増などによるものです。

以上により、当期の最終的な収益的収支は、表の真ん中にあるように税込みで7億6,865万8千円のマイナスとなり、当初予算から減益となる見込みです。

次に、2資本的収支予算について説明します。なお資本的収支予算とは、収益的収支以外の施設や医療機器の整備、拡充等の建設改良費やその整備等に要した企業債の元金償還金等から構成されるものです。（1）資本的収入については、企業債の利率見直しにより1万5千円の増額を行います。（2）資本的支出については、こちらも資本的収入と同様に企業債の利率見直しにより2万3千円の増額を行います。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔病院局退室、生活環境部入室〕

今吉委員長 これより生活環境部関係の審査に入ります。

まず、合い議案件の審査を行います。

総務企画委員会から合い議のあった、第16号議案大分県部等設置条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

河野生活環境企画課長 それでは、総務企画委員会からの合い議案件である第16号議案大分県部等設置条例の一部改正について説明します。

資料2ページを御覧ください。

来年度の組織改正に向けて、部の分掌事務の移管に関し、所要の改正をお願いするものです。2改正内容の1点目は、教育委員会との連携による教育政策を効果的に推進するため、私立学校に関する事務その他の学事に関する事務を、総合教育会議を所管する総務部に集約することに伴い、生活環境部の分掌事務のうち学事に関する事項を総務部に移管するものです。

2点目は、分掌事務の移管に伴う規定整備を行うものです。現行、大分県いじめ問題調査委員会条例第10条の規定の中で、委員会の庶務は生活環境部において処理するとあるものを、学事に関する事項を総務部に移管することに伴い、委員会の庶務を総務部で処理することとします。

3施行期日については令和6年4月1日としたいと考えています。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員会に回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと総務企画委員会に回答することに

決定しました。

以上で、合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第48号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部関係部分について執行部の説明を求めます。

河野生活環境企画課長 資料3ページを御覧ください。

第48号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部関係部分について説明します。

生活環境部関係の歳出予算は、表の項目既決予算の生活環境部計①にあるように130億6,753万1千円に対し、2月補正予算案（第4号）の生活環境部計②10億3,840万9千円の減額となっています。補正後の令和5年度予算額は③にあるように120億2,912万2千円となります。

資料4ページを御覧ください。

主な補正事業について説明します。なお、説明は本資料を使って進めますが、説明する事業等は表の右端に記載している予算説明書や議案書のページに記載されているので、参考にしてください。

まず一番上の表、国の補正事業を受け込んだ海岸漂着物地域対策推進事業費、補正予算額1億2,858万9千円の増額です。これは、海岸の景観や環境を保全するため、プラスチックや流木等をはじめとする海岸ごみの回収や処分を実施するものです。県が実施する回収や処分のほか、市町村事業への補助に要する経費の増額等によるものです。

次に、その他の主な補正事業について説明します。

まず私立高等学校等就学支援事業費、補正予算額2億1,089万3千円の減額です。これは、就学支援金の支給対象世帯数等が見込みを下回ったことによる補助金の減額によるものです。

次に、大分県災害被災者住宅再建支援事業費、補正予算額3億5,300万円の減額です。これは、豪雨等の災害により住宅が被災した世帯

に対する住宅再建支援の見込みを踏まえ、事業費を減額するものです。

次に、生活環境部関係の繰越明許費及び債務負担行為について説明します。

繰越明許費については3事業で3億564万6千円の追加と、既に繰越しの承認をいただいた2事業について金額の変更があったことから、計5事業を計上しています。

主な繰越事業について説明します。海岸漂着物地域対策推進事業費、繰越額は1億3,016万7千円です。これはさきほど申したとおり、海岸ごみの回収や処分を実施するもので、国の補正予算を受け込み、前倒しで事業着手するため繰越しを行うものです。

最後に、債務負担行為は3事業、限度額9,922万1千円の追加と、既に承認をいただいている1事業について限度額の変更があったことから、計4事業を計上しています。

主な債務負担行為について説明します。防災情報通信システム等保守点検業務委託料、限度額8,620万3千円です。これは、4月の年度当初から防災情報通信システム等の保守点検業務を実施する必要があることから、今年度中に契約手続を進めるため、債務負担をお願いするものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これで質疑を終わります。

なお、本案の採決は福祉保健部関係の審査の際に一括して行います。

以上で、付託案件の審査を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別にないので、これをもって生活環境部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

今吉委員長 これより福祉保健部関係の審査に入ります。

それでは、付託案件の審査を行います。

第48号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

工藤福祉保健部長 それでは、第48号議案令和5年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係について説明します。

資料の2ページを御覧ください。

今回の補正予算では、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う対策縮小による所要の補正を行うほか、国の補正予算の成立に伴うものなどを計上しています。

補正予算額は、表の左側中ほどの①のとおり201億9,036万6千円の減額です。既決予算と合わせた現計予算額は、下の②の太枠のとおり1,202億8,590万6千円となります。今回、200億円を超える減額となっていますが、その主要因として、新型コロナ関係で医療機関やホテルなど感染者の療養施設の確保に係る経費が約168億円、ワクチン接種に係る経費が約11億円の減となっているほか、地域医療介護総合確保基金の積立てが約11億円、社会福祉施設等の物価高騰対策が約6億円、それぞれ実績に伴う減となっています。

主要な事業の概要については各担当課長から説明します。

渡邊福祉保健企画課長 3ページを御覧ください。

1番、能登半島地震災害支援緊急対応事業費、補正予算額は6,751万9千円です。この事業は、能登半島地震の発生を受け被災者支援のため、保健師チームやDMAT（災害派遣医療チーム）などを石川県に派遣するものです。これまで、被災した病院への支援や避難所あるいは戸別訪問を通じた被災者の健康管理のためチーム派遣を行ってきました。このうち保健師チームについては3月末まで派遣を継続する予定です。引き続き現地のニーズを踏まえ、支援に努めます。

次に2番、社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症対策支援事業費、補正予算額は5億1,148万8千円の増額です。この事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組む社会福祉施設等を支援するものです。介護サービス事業所における感染症発生時にも必要なサービス提供を維持するために、施設内療養費などの経費を助成してきましたが、感染者数の大幅増に伴い、今回補正を行うものです。なお、今回の補正予算の計上と合わせ3億円弱を翌年に繰り越す予定です。

今井こども未来課長 4ページを御覧ください。

3番、母子保健対策事業費の補正予算額は3,773万4千円の増額です。

この事業は、先天性代謝異常等の疾患を早期に発見し、治療や生活指導につなげるため、新生児マスキリング検査などを実施しているものです。今回は国の補正予算を受け、検査対象である20疾患に新たに治療法が確立された2疾患を追加するものです。なお、今回の補正予算の計上と合わせ、所要額を翌年に繰り越します。

渡邊高齢者福祉課長 4番、介護現場革新推進事業費の補正予算額は1億2,153万7千円の増額です。

この事業は、介護従事者の負担を軽減し離職防止を図るため、ICT化等により働きやすい職場環境の整備を行う事業所を支援するものです。今回の補正予算は、ICT機器や介護ロボットの導入への助成要望が既決予算を大きく上回ったことから、国の補正予算を活用し、全ての要望に対応できるよう助成枠を拡大するものです。なお、既決予算と今回の補正予算合わせて約3億円を翌年に繰り越します。

柳井障害福祉課長 5ページを御覧ください。

5番、障がい者福祉施設整備事業費の補正予算額は6億3,765万3千円の増額です。

この事業は、障がい者福祉施設の防災減災対策を推進するため、施設整備等を行う事業所を支援するものです。今回は国の補正予算を受け、水害対策に備えた施設の移転改築を行う由布市の社会福祉法人に補助するための経費を追加し

ます。なお、今回の補正予算の計上と合わせ、所要額を翌年に繰り越します。

池邊感染症対策課長 6番、新興感染症等対策推進事業費の補正予算額は2億8,885万2千円です。

この事業は、感染症発生の予防及びまん延防止の施策を講じるため、医療措置協定締結病院等が行う施設や設備整備に要する経費を支援するものです。今回は国の補正予算を受け、感染症対応個室への改修やその他防護具等の保管施設等の整備を補助するための経費を計上します。なお、今回の補正予算の計上と合わせ、所要額を翌年に繰り越します。

渡邊福祉保健企画課長 6ページを御覧ください。繰越明許費補正について、一括して説明します。

今回、福祉保健部から補正をお願いするのは追加分として、3福祉生活費の8事業と、4保健環境費の4事業の計12事業で23億3,711万円となっています。

このうち、さきほど各課長からも説明があったとおり国の補正予算受入に伴う繰越しが約13億円、社会福祉施設等のコロナ対策に係る経費の繰越しが約3億円となっています。それに加え資料7ページの4保健環境費、1公衆衛生費の一つ目、新型コロナウイルス感染症対策事業費6億2,393万5千円です。これは、新型コロナに係る医療費の公費負担について、本年2月以降の診療分等の支払が4月以降となるため、所要額を繰り越すものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

猿渡委員 補正予算の中身については了解しました。

少し関連的な質問になりますが、最初に説明いただいた被災地への保健師などの派遣についてです。本当に大変困難な仕事に従事されて敬意を表したいと思います。

そこで、これまで保健師などを派遣する中で学んだことや大分県で今後にかかしていきたいことなどがあれば教えてください。

工藤福祉保健部長 2週間前に週末を利用して、能登半島で頑張っている保健師や職員の激励や現地の視察を兼ねて行ってきました。

職員の激励をして、長期間ホテルに宿泊しながら3月末まで入れ替わりながらやっていたくということ、私もそのホテルを利用してきました。

また現地の被災状況ですが、今保健師が入っているのが七尾市です。石川県の職員に話を聞くと、七尾市や穴水町ぐらいまでは水道も大方2月末までに復旧するとのことですが、奥能登エリア、輪島市、珠洲市辺りは水道の復旧が見通せないとのことでした。

また、七尾市内でいろんな避難所を回ると福祉避難所がありました。七尾市では福祉避難所をあらかじめ25か所指定していたようですが、今回の地震の後に福祉避難所として機能していたのは、そのうちの2か所だったことが非常に印象的でした。結局、施設自体が被災したり施設の職員の家族が被災してそれどころじゃないこともあって、2か所しか稼働できていない状況でした。これを大分県に置き換えると、県内で福祉避難所の指定をどんどん進めているが、本当に大きな被災をすれば稼働できるのは1割から2割くらいだろうなと思います。その中で、どこが大丈夫なのかを見定める必要があると思うし、施設の職員をかき集めてでもそこを動かすようなオペレーションが必要であると感じました。

復旧が長期化するので、今後も石川県としっかり連携してやっていこうと思っています。

猿渡委員 ありがとうございます。大変お疲れ様です。

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、さきほど審査した生活環境部関係とあわせて一括して採決します。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第50号議案令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

一丸国保医療課長 9ページの1番を御覧ください。

第50号議案令和5年度大分県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について説明します。

今回の補正予算は36億3,658万円の増額であり、既決予算額にこれを加えた累計は1,208億9,983万9千円となります。歳入の主なものは、一番下の二重マルの諸収入34億1,899万8千円の増額であり、これは令和4年度に市町村へ交付した保険給付費等交付金の精算に伴い、市町村から返還される償還金等を追加するものです。歳出の主なものは、二つ目の二重マルの保険給付費等交付金21億3,855万2千円の増額です。これは、市町村の医療給付費等に要した費用に対し、定率交付される普通交付金の見込みが当初の推計を上回ったことによるものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第51号議案令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

隅田こども・家庭支援課長 2番を御覧ください。

第51号議案令和5年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について

説明します。

今回の補正予算は50万9千円の増額で、既決予算額にこれを加えた額は1億2,147万9千円となります。歳入の主なものは繰越金125万8千円の増額であり、これは令和4年度決算における繰越金が当初の見込みを上回ったことによるものです。歳出については、歳入の増額に伴い貸付枠を増額するものです。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

今吉委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査は終わりました。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①の報告をお願いします。

池邊感染症対策課長 10ページを御覧ください。

4月以降の新型コロナウイルス感染症対策について説明します。昨年5月8日から新型コロナが5類となり他の感染症と同じ扱いとなったので、4月から資料のとおり対策を変更するものです。

まず、①のワクチン接種は原則自己負担が発生しますが、インフルエンザの例と同様に高齢者等には公費助成が予定されています。また、現在県が設置している②のワクチン副反応や③のコロナに関する専用相談電話は終了します。次に④から⑦の医療提供体制ですが、外来、入院ともコロナ発生前の通常の体制に戻ります。⑧の医療費については、自己負担軽減策が終了し、他の疾病と同様、医療保険の適用による自己負担が発生する見込みです。⑨の高齢者施設等についても、クラスター発生時の集中的検査はなくなりますが、他の感染症と同じく保健所

で感染対策等の支援は継続します。⑩のゲノム解析については、変異株の動向を引き続き把握する観点から当面継続する予定です。⑪の県民向け広報ですが、これまで同様毎週の感染症発生動向調査を通じて、他の感染症とともにコロナの動向をホームページでお知らせするほか、感染拡大時には県民向けに注意喚起するなど、適宜必要な広報を継続します。なお、今回の移行について国の正式な通知に留意しながら、年度末まで県民への丁寧な周知に努めます。

今吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑、御意見があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 では、私から1点質問します。インフルエンザは年に1回ワクチン接種するじゃないですか。コロナもそういう形で定期的に打つようになりますか。

池邊感染症対策課長 国の方針として現時点で言われているのが、インフルエンザと同じく秋から冬にかけて年に1回の接種を勧めることになります。

今インフルエンザは定期接種B類ということで、高齢者等を対象に市町村が費用の一部を負担していますが、それと同じやり方でコロナにも一部公費負担が入るという説明を受けています。

猿渡委員 医療費についてですが、今まで所得に応じて最大9千円までの自己負担だったものが4月から自己負担が増えてきて、軽症の場合はもう病院に行かない人が増えてコロナ感染者を把握できないくらい広がる可能性があると思いますが、病院に行かなかったために重症化した事例とかは見受けられないのか。

病院によるかもしれませんが、今もかなりコロナで大変な状況もあると聞いています。病院の逼迫状況は今どのようになっているのか、また自己負担軽減策が終了する中で懸念されることとかがあれば教えてください。

池邊感染症対策課長 まず1点目ですが、病院を受診しないで終わるケースは私も耳にしています。コロナが5類になって全部を行政が把握

しなくなりましたが、医療現場が順調であれば問題ないと考えており、多くの医師から話を聞くと、とにかくコロナは軽症で対応が必要ないケースがほとんどで、むしろインフルエンザの方が症状がひどく、子どもは特に注意が必要だということでした。ただ基礎疾患のある方や免疫が落ちている方は、時間が経過して重症化することもあるので、そこはかかりつけ医がこれまでの経験で気を付けなきゃいけない病気を分かっているので、丁寧に対応していると理解しています。また、コロナの抗ウイルス薬に関しても、コロナの症状自体が軽くなっているので、処方されないまま対症療法のみで軽快するケースが多いと、国の説明会や医療現場から聞いています。

二つ目の質問の医療現場の逼迫状況についてです。コロナ患者が多いのではないかということですが、実際に気が付いたら入院患者に広がっていたケースは確かに耳にはしています。さきほど申したとおり症状が軽いので、入院をそのまま継続して様子を見ていればほぼ軽快する状態を把握しているなので、緊急的な治療が必要なケースは耳にはしていません。

猿渡委員 分かりました。今後ともよろしくお願いします

今吉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際ほかに何かありませんか

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これをもって福祉保健部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆様は、この後協議をするので、このままお待ちください。

〔福祉保健部退室〕

今吉委員長 それでは内部協議を行います。

予定されている案件は終了しましたが、最後

に何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

今吉委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。